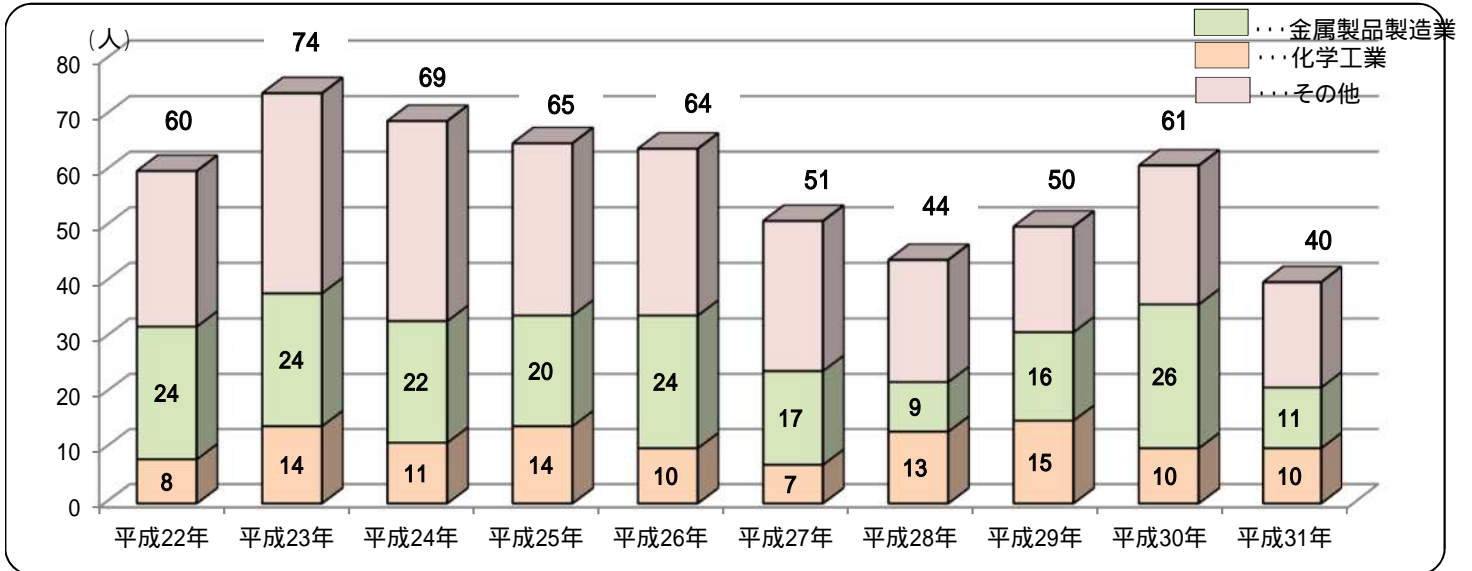


労働災害発生状況（製造業）

重篤な災害を防ぐには、**はさまれ災害**に応じた対策の強化が必要です！

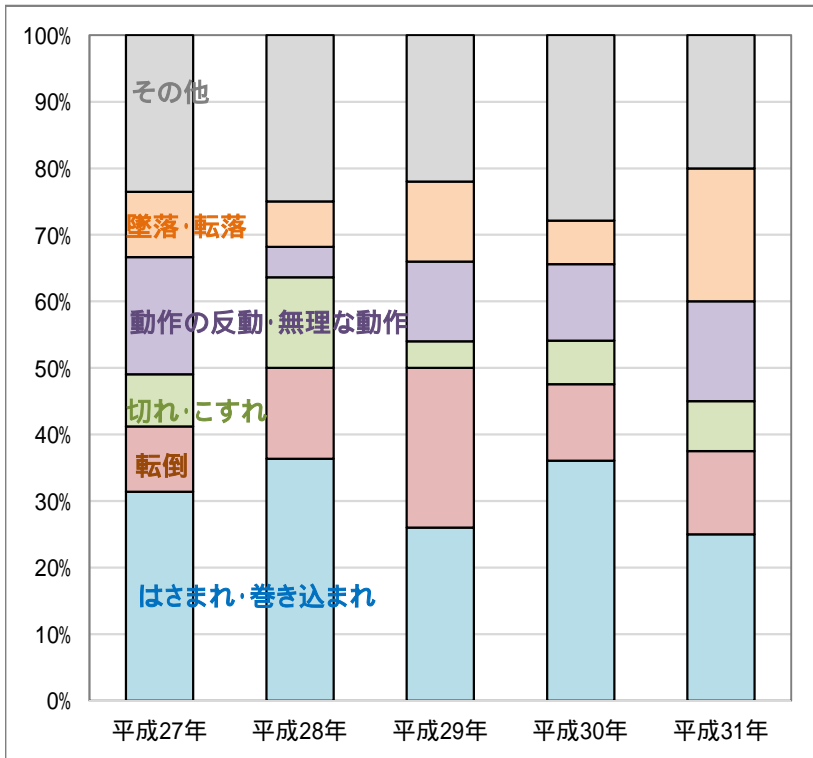
労働災害の発生状況



向島署管内の製造業における労働災害は、金属製品製造業と化学工業で4割近くの災害となっています。動力機械にはさまれる等の重篤な災害が発生しており、身体部位の切断や挫滅（組織がつぶれること。）により身体に障害が残ることがあります。

災害の対策として、機械の清掃や点検などの際においても、作業手順書等の作成が重要となります。

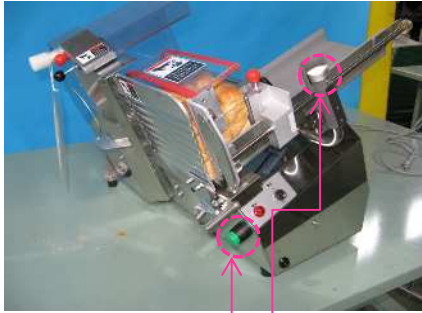
〈主な事故の型別の比率〉



管内における “最重点課題”

機械災害防止の強化(例;食料品加工機械)

機械の危険な部分への覆いの設置や、食品の原材料の送給・取り出し時の運転停止、用具の使用などが義務付け



始動ボタン

詳しくはこちら

改正 食料品加工

検索

転倒災害防止

チェック項目

- 1 通路、階段、出口に物を放置していませんか
- 2 床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか
- 3 安全に移動できるように十分な明るさ(照度)が確保されていますか
- 4 転倒を予防するための教育を行っていますか
- 5 作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつちょうど良いサイズのものを選んでいませんか
- 6 ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか
- 7 段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけていますか
- 8 ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか
- 9 ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか

転倒しにくい職場を作るには？

詳しくはこちら

STOP 転倒

検索

構内での荷役作業の安全確保

荷役作業での安全確保のための荷主の実施事項

以下の5項目の実施をお願いします。

- A 運送業者(以下、陸運事業者)との協議の場の設置
- B 安全作業連絡書による陸運事業者への荷役作業の有無、内容、役割分担などの通知
- C 自社以外の者に荷役作業を行わせる場合の安全対策
- D 自社と他社の労働者が混在して作業する場合の安全対策
- E 自社以外の者にフォークリフトを使用させる場合の措置



運送会社の災害防止には？

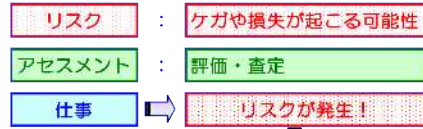
詳しくはこちら

荷主 ガイドライン

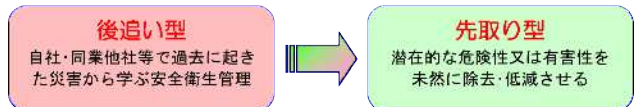
検索

リスクアセスメントの見直し

リスクアセスメントとは？



リスクアセスメント
リスクが発生する可能性と、大きさを数値化により具体的に評価し、低減措置を行うことにより、先取りの安全を推進する。



リスクアセスメントの取り組みは？

詳しくはこちら

職場 リスクアセスメント

検索

墜落災害防止の強化



【脚立の使い方のポイント】 脚立の種類などで異なる場合があります
作業前に、設置場所、開き止めのロック、脚部などを点検します
脚立は平坦で安定した、滑りにくい、沈まない場所に水平に設置します
脚立は天板から2段目以下の踏みさんを使用します
身を乗り出したり、頭の真上での作業などはしないように
両手で作業する場合は作業床のある可搬式作業台が有効です
墜落した時などに頭部を保護するためのヘルメットの着用が有効です
足元が高さ2メートル以上となる脚立の単独使用は禁止です
荷物を持つての昇降は避けます

脚立等の安全対策を進めるには？

詳しくはこちら

脚立 ポイント

検索